

村長選挙に岩澤吉美氏が当選

2期目の任期がスタート



当選証書を受取る岩澤吉美氏

清川村長選挙は、1月31日に告示され、同日、立候補の受付がされましたが、届出が岩澤吉美氏(66)の立候補のみであったため無投票となり、2月5日に開催された選挙会で岩澤氏の当選が決定しました。

翌6日、午前10時から当選証書付与式が役場庁舎2階・政策審議室で開催され、当選を果たした岩澤氏に、大浦文次選挙管理委員会委員長から当選証書が付与されました。

岩澤氏は、2期目の任期のスタートにあたり、「村民の声を大切にして、全ての村民がこの村に住み続けたいと思う村づくりを進めてまいりたい」と抱負を語られました。なお、任期は、2月17日から令和9年2月16日までの4年間となります。

県議会議員・県知事選挙 4月9日(日)

午前7時から午後8時まで

神奈川県議会議員および神奈川県知事選挙の投票が、4月9日(日)に行われます。

投票時間は、午前7時から午後8時までです。県の将来を託す代表者を選ぶ大切な選挙ですので、必ず投票しましょう。

投票所

※投票所入場券に記載されている投票所で投票してください。

投票所入場券

投票所入場券(1人1枚)は、世帯ごと封筒に入れて発送します。投票日または期日前投票の際に、ご持参ください。

なお、入場券がない場合でも投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、出産などの理由で、投票所で投票ができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

期3月24日(金)～4月8日(土)午前8時30分～午後8時※原議は4月1日(土)から

場役場庁舎4階・住民センター集会室

他投票所入場券持参(届いていない方は不要です)

指定病院などの不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や福祉施設などに入院(所)中の方で、投票所での投票ができない方は、施設で不在者投票ができます。

他市町村での不在者投票

長期出張などで遠隔地に滞在しているため、投票所での投票ができない方は、滞在されている市区町村選挙管理委員会に不在者投票ができますので、村選挙管理委員会宛てに投票用紙を請求してください。

さい(請求書は村ホームページからも取得可)。

郵便などによる不在者投票

郵便などによる不在者投票ができる方は、身体障害者福祉法により身体障害者手帳が交付されている方と、戦傷病者特別援護法により戦傷病者手帳が交付されている方のうち、その障害が一定程度のものに該当される方、または介護保険法により介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に限られます。また、身体障害者手帳の上肢または視覚の障害の程度が1級の方や戦傷病者手帳の上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方は、代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

※郵便などによる投票や代理記載制度を利用するには、選挙管理委員会での事前の手続きが必要です。

選挙公報

選挙公報は、新聞折込みのほか、役場や村内の公共施設に据え置きます。

なお、新聞折込みで届かない方などは、各公共施設で入手していただくか、選挙管理委員会までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症で治療中などの方も投票できます。

宿泊施設やご自宅などで療養し、一定の要件に該当する方(濃厚接触者の方は対象外)は、「特例郵便等投票」ができます。

※4月5日(水)までに(村選挙管理委員会必着)、投票用紙などの請求が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

3 清川村長選挙・県議会議員・県知事選挙

今回の選挙で投票できる人は、次のとおりで、いずれも平成17年4月10日以前に生まれた方が対象です。
 に該当する場合は投票できません。

■神奈川県知事選挙の場合

区分	届け出などの時期	投票の場所など
	住所を変えず投票日まで村内に住んでいる方	清川村で投票できます。
清川村へ転入届を出した方	令和4年12月22日までに転入届を出した方	清川村で投票できます。
	令和4年12月23日から令和4年12月30日までに転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ◆県外からの転入者 令和5年3月30日以降は清川村で投票可能ですが、令和5年3月29日以前は投票できません。 ◆県内からの転入者 令和5年3月29日以前は次の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている。 ・令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に前住所地の市区町村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です。
	令和4年12月31日以降に転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ◆県外からの転入者 今回の選挙では投票できません。 ◆県内からの転入者 次の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。清川村では、投票できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている。 ・令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に前住所地の市区町村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です。
	令和4年12月22日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	新住所地で投票できます。
清川村へ転出届を出した方	令和4年12月23日から令和4年12月30日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ◆県外への転出者 今回の選挙では投票はできません。 ◆県内の他市町村への転出者 令和5年3月29日以前は次の全てに該当する場合、清川村で投票できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・清川村の選挙人名簿に登録されている。 ・令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に清川村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です。
	令和4年12月31日以降に新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ◆県外への転出者 今回の選挙では投票はできません。 ◆県内の他市町村への転出者 次の全てに該当する場合、清川村で投票できます。新住所地では投票できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・清川村の選挙人名簿に登録されている。 ・令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に清川村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です。
	令和4年12月22日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	新住所地で投票できます。

■神奈川県議会議員選挙の場合

区分	届け出などの時期	投票の場所など
	住所を変えず投票日まで村内に住んでいる方	清川村で投票できます。
清川村へ転入届を出した方	令和4年12月30日までに転入届を出した方	清川村で投票できます。
	令和4年12月31日以降に転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ◆県外からの転入者 今回の選挙では投票はできません。 ◆県内の他の市町村からの転入者 次の全てに該当する場合、前住所地で投票できます。清川村では投票できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている。 ・令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に前住所地の市区町村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です。
清川村へ転出届を出した方	令和4年12月30日までに新住所地の市区町村へ転入届を出した方	新住所地で投票できます。
	令和4年12月31日以降に新住所地の市区町村へ転入届を出した方	<ul style="list-style-type: none"> ◆県外への転出者 今回の選挙では投票はできません。 ◆県内の他市町村への転出者 次の全てに該当する場合、清川村で投票できます。新住所地では投票できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・清川村の選挙人名簿に登録されている。 ・令和4年12月9日（期日前投票の場合は、投票する日の4カ月前）以降に清川村を転出した。 ・投票の際、市区町村長が発行する「引き続き証明書」の提示が必要です。